

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

○北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人の一部改正	(法制文書課)	一九
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出	(地域産業課)	一九
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	二〇
○特定第三号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認	(水産経営課)	二二
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	二二
○公共測量の実施の通知(二件)	(建設部総務課)	二二
○公共測量の終了の通知	(建設部総務課)	二二
○道路の区域の変更	(道路整備課)	二三
○道路の供用の開始	(道路整備課)	二三
○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行(五件)	(都市環境課)	二三
○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の事業計画の変更	(都市環境課)	二四
○都市計画事業の認可	(公園下水道課)	二四
○公表		
○知事表彰の受賞者	(人事課)	二四
○公告		
○軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課)	二五
○北海道地方労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦	(労政福祉課)	二五
○職務育成品種の品種登録	(農産園芸課)	二六
○支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		二六
○札幌医科大学告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		二七
○道選挙管理委員会公告		
○公募型プロポーザルの実施		二八

告示

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示
道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(三件)

二八
三〇

北海道告示第1326号

平成6年北海道告示第1480号(北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人)の一部を次のように改正する。
平成14年8月6日

「北海道土地開発公社」を 北海道知事 堀 達也
「北海道土地開発公社」を 財団法人北海道農業開発公社」に改める。

北海道告示第1327号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年12月6日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。
平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ホーソック株式会社 代表取締役社長 前田 勝敏

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホーソック木場店

釧路郡釧路町木場2丁目1番2

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

第1388号

報 告 公 報 北 境

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
ホームツク株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役社長 前田 勝敏
高 橋 敏 雄	釧路郡釧路町新開3丁目2番地1	
畜産食品株式会社	釧路市光陽町3番地	代表取締役 塩田 英明
山 倉 一 甫	釧路郡釧路町光和8の66	

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
ホームツク株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役社長 前田 勝敏

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,995m²
(変更後) 7,406m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 135台
(変更後) 490台

(イ) 駐輪場の収容台数

(変更前) 0台
(変更後) 30台

(ウ) 荷さばき施設の面積

(変更前) 268m²
(変更後) 732m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 22m³
(変更後) 68m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前7時30分

閉店時刻 午後9時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前7時から午後9時30分まで

(4) 変更する年月日

平成15年3月20日

(5) 次に掲げるもののうち、上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成14年7月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道釧路支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年8月6日(火)から12月6日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1328号

道営土地改良(東部高台地区畑地帯総合整備[担い手育成型])(農道、区画整理、暗きよ、土層改良)事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成14年8月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年8月6日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1329号
 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第3号漁業者の共済契約の申込みについて、同法第108条の2第3項の規定による同意があったものと認める。
 平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也
 区域 区 分 北海道知事 堀 達也
 貝取瀬 秋さけ定置漁業

北海道告示第1330号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
 平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也
 1(1) 解除予定保安林の所在 上川郡東川町1418（次の図に示す部分に限る。）
 場所

(2) 保安林として指定され 公衆の保健
 た目的

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁経済部林務課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 常呂郡訓子府町字柏丘239（次の図に示す部分に限る。）
 場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備
 た目的

(3) 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所在 常呂郡佐呂間町字大成57（次の図に示す部分に限る。）
 場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備
 た目的

(3) 解除の理由 排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 解除予定保安林の所在 釧路市山花152の3（次の図に示す部分に限る。）
 場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備
 た目的

(3) 解除の理由 排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1331号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。
 平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也
 1 作業種類 公共測量（3級基準点）

2 作業期間 平成14年7月30日から10月18日まで

3 作業地域 福島町

北海道告示第1332号

釧路開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。
 平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也
 1 作業種類 公共測量（基準点設置）

2 作業期間 平成14年7月22日から平成15年1月17日まで

3 作業地域 釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村

北海道告示第1333号

足寄町長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。
 平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也
 1 作業種類 公共測量（座標値変換）

- 2 作業期間 平成14年5月13日から7月16日まで
- 3 作業地域 足寄町

北海道告示第1334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也

1 道路の種類	道路	変更前	後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
2 路線名	江別奈井江線					
3 道路の区域						
		空知郡北村字中央4688番1地	前	18.18mから	121.18m	—
		先から空知郡北村字中央4278番地先まで	後	19.16mまで	121.18m	—
				18.89mから	121.18m	—
				23.39mまで		

北海道告示第1335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也

道路	線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道路	芦別美瑛線	上川郡美瑛町字留辺蘂1712番15地先から空知郡上富良野町2222番7地先（一般国道237号交点）まで	平成14.8.6
道道	中受別上川線	上川郡上川町字越路2番4地先から上川郡上川町字越路2番4地先まで	同

北海道告示第1336号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。
平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・428号本町中央通）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所及び名称
- 4 事業地の所在 石狩市親船町及び本町地内

北海道告示第1337号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道函館土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。
平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・3・20号放射2号線）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所及び名称
- 4 事業地の所在 函館市赤川町地内

北海道告示第1338号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。
平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 苫小牧圏都市計画道路事業（3・4・405号本町本郷通及び3・4種別及び名称）
- 2 施行者の名称 北海道

3 事務所の所在地 室蘭市幸町 9 番 11 号 北海道室蘭土木現業所
及び名称

4 事業地の所在 北海道勇払郡厚真町字錦町地内
収用の部分

北海道告示第1339号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道帯広土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 6 日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・3・8号弥生通）
- (2) 施行者の名称 北海道
- (3) 事務所の所在地 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 北海道帯広土木現業所
- 及び名称
- (4) 事業地の所在 帯広市東10条南16丁目、東10条南17丁目、東10条南18丁目、東10条南19丁目、東10条南20丁目、東 9 条南21 丁目、東 9 条南22 丁目、東 8 条南22 丁目、東 8 条南23 丁目、東 7 条南23 丁目、東 7 条南24 丁目、東 6 条南24 丁目、東 6 条南25 丁目、東 5 条南25 丁目、東 5 条南26 丁目、東 4 条南25 丁目及び東 4 条南26 丁目地内
- 収用の部分

(3) 事務所の所在地 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 北海道帯広土木現業所
及び名称

(4) 事業地の所在 北海道河西郡芽室町本通り 1 丁目及び 2 丁目並びに東 1 条 1 丁目、東 1 条 2 丁目、東 2 条 1 丁目、東 2 条 2 丁目、東 3 条 1 丁目、東 3 条 2 丁目、東 4 条 1 丁目及び東 4 条 2 丁目地内
収用の部分

北海道告示第1340号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道釧路土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 6 日

北海道知事 堀 達 也

- 4(1) 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・2・309号 2 丁目通及び 3・3・304号上美生通）
- (2) 施行者の名称 北海道
- (3) 事務所の所在地 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 北海道帯広土木現業所
- 及び名称
- (4) 事業地の所在 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所
- 収用の部分

- 5(1) 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・2・309号 2 丁目通）
- (2) 施行者の名称 北海道
- (3) 事務所の所在地 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 北海道帯広土木現業所
- 及び名称
- (4) 事業地の所在 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所
- 収用の部分

北海道告示第1340号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道釧路土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 6 日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・4・1号駅前中央通）
- (2) 施行者の名称 北海道

呼 8 8 3 1 第 報

報 公 報

北 道 道 告 示 第 1 3 4 2 号

(3) 事務所の所在地 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所
及び名称

(4) 事業地の所在 北海道川上郡標茶町字標茶、字開運橋向、字旭町及び字富士町地
収用の部分 内

2(1) 都市計画事業の 中標津都市計画道路事業 (3・4・1号中央通)
種類及び名称

(2) 施行者の名称 北海道

(3) 事務所の所在地 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所
及び名称

(4) 事業地の所在 北海道標津郡中標津町東31条北1丁目、東31条南1丁目、東32条
収用の部分 北1丁目、東32条南1丁目、東33条北1丁目、東33条南1丁目、
東34条北1丁目、東34条南1丁目、東35条北1丁目、東35条南1
丁目、東36条北1丁目、東36条南1丁目、東37条北1丁目、東37
条南1丁目、東38条北1丁目、東38条南1丁目、東39条北1丁目
及び東39条南1丁目地内

北海道告示第1341号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法(昭和43年法律第
100号)第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。
平成14年8月6日

1 都市計画事業の 虻田都市計画道路事業 (3・4・8号中央通)
種類及び名称 北海道知事 堀 達 也

2 施行者の名称 北海道

3 事務所の所在地 室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所
及び名称

4 事業地の所在 平成6年建設省告示第1651号の事業地のうち北海道虻田郡虻田町字
収用の部分 洞爺湖温泉地内において事業地を変更する。

北海道告示第1342号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事
業を認可した。
平成14年8月6日

北海道知事 堀 達 也

1 施行者の名称 札幌市

2 都市計画事業の 札幌圏都市計画公園事業 5・5・4号 藻南公園
種類及び名称

3 事業の施行期間 平成14年8月6日から平成17年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 札幌市南区真駒内柏丘12丁目地内及び真駒内地先
(2) 使用の部分 札幌市南区真駒内柏丘12丁目地先

公 報

北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決
定した。
平成14年8月6日

北海道知事 堀 達 也

北海道社会貢献賞

市(区)町村名 氏名 又は団体名 功績の内容
札幌市西区 田中雅憲 生活衛生功労
同 豊平区 太田久義 同
同 帯広市 保格作光 同
札幌市中央区 横山孝昇 同
芽室町 白川孝夫 同
岩見沢市 中村尚武 同

同 滝川市 佐々木武一 公衆衛生功労
同 函館市 加藤巖 同
同 厚岸町 菊池長英 同
同 美幌町 曾我幹 同

札幌市中央区 北海道旅客鉄道株式会社苗穂工場
同 美幌市 労働福祉事業団美幌労災病院 同
同 札幌市手稲区 医療法人溪仁会手稲溪仁会病院 同

同 札幌市手稲区 医療法人溪仁会手稲溪仁会病院 同

札幌市白石区	国立札幌病院	献血推進功労者
北見市	株式会社北見マツセ	同
釧路市	北海道電力株式会社釧路支店	同
同	北海道教育大学教育学部釧路校	同
伊達市	伊達信用金庫	同
苫小牧市	トヨタ自動車北海道株式会社	同

加

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。

- 平成14年8月6日 北海道知事 堀 達 也
- 1 氏名又は名称 網走交通株式会社
- 2 代表者の氏名 保前 健一
- 3 主たる事務所又は事業所の所在地 網走市新町2丁目3番1号
- 4 指定年月日 平成14年8月1日

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、北海道地方労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成14年8月6日

北海道知事 堀 達 也

1 推薦資格を有する者及び推薦手続

(1) 労働組合の場合

ア 労働者委員候補者を推薦できる労働組合は、北海道の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合するもの（地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）の適用を受ける労働組合を含む。以下同じ。）であること。

イ アの労働組合が労働者委員候補者を推薦しようとするときは、別記様式の推薦書を提出すること。

なお、推薦書には、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることの北海道地方労働委員会の資格証明書を添付すること。

(2) 使用者団体の場合

ア 使用者委員候補者を推薦できる使用者団体は、北海道の区域内のみに組織を有し、

労働問題を主要な業務として取り扱う使用者団体であること。

イ アの使用者団体が使用者委員候補者を推薦しようとするときは、別記様式の推薦書を提出すること。

2 被推薦資格を有する者

労働組合法第19条の4第1項に規定する委員の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦候補者の数

別段の制限はない。

4 推薦期間

平成14年8月6日（火）から9月5日（木）まで

5 推薦書の提出先

推薦書は、北海道経済部労政福祉課に提出すること（労働組合にあっては、支庁経済部商工労働（観光）課又は後志支庁小樽商工労働事務所を経由しても良い。）。

6 その他

不明の点については、北海道経済部労政福祉課、最寄りの支庁経済部商工労働（観光）課又は後志支庁小樽商工労働事務所に照会すること。

別記様式

推 薦 書 年 月 日

北海道知事 堀 達 也 様

住 所（主たる事務所の所在地）

(労働組合)名

(使用者団体)

代 表 者 役 職

氏 名

①

労働者委員の候補者として履歴書を添え、次の者を推薦します。

北海道地方労働委員会

労働者

委員の候補者として履歴書を添え、次の者を推薦します。

氏 名	満年齢	所属労働組合の所在地及び名称並びに所属労働組合における地位	所属会社（事業所）の所在地及び所属会社（事業所）における地位	所属労働組合の構成員数	所属会社（事業所）の従業員数	加盟上級団体
-----	-----	-------------------------------	--------------------------------	-------------	----------------	--------

種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり品種登録がされた。
平成14年8月6日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 品種登録番号及び登録年月日
第10367号 平成14年7月10日
- (2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
いんげんまめ 福うすら
- (3) 登録品種の特性の概要

この品種は、わい性の中長鶏類育成系統「十系D5号」を母、金時鶏育成系統「十系B158号」を父として育成された、蔓が出ない有限わい性で、多収、早熟、耐倒伏性、大粒良質の中長鶏品種である。

胚軸色及び花色は赤紫で、草丈は半蔓性の「福粒中長」の半分以下でほぼ「大正金時」並みであり、倒伏に強い。開花期は「福粒中長」より2日程度早く、成熟期は「福粒中長」より4日程度早い。莢の長さは「福粒中長」よりやや短く、「福粒中長」と同様硬莢種である。黄化病抵抗性及び炭そ病抵抗性は「福粒中長」と同じである。

子実は、種皮の地色が褐色、斑紋は普通斑紋で濃赤色、環色は黄褐、形は楕円体で、いずれも「福粒中長」と同じである。成熟期における葉落ちは「福粒中長」より優れ、子実収量は「福粒中長」「大正金時」より多収である。

加工適性について、煮熟増加比は「福粒中長」と同程度である。煮豆では、皮がやや柔らかく、粘りが強く、総合的には「福粒中長」より優る。

「福粒中長」と比較して、蔓が出ないこと、熟期が早いこと、耐倒伏性が強いこと等

で区別性が認められる。

- (4) 育成者権の存続期間
20年

- 2(1) 品種登録番号及び登録年月日

第10383号 平成14年7月10日

- (2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
ペレニアルライグラス ポコロ

- (3) 登録品種の特性の概要

この品種は、「ヤツガネ」、「フレンチ」、「Tetraploid Haytype」及び「Agresso」に由来する5栄養系からなる合成品種であり、4倍体の晩生品種である。

出穂期の形態的特性は「フレンチ」と比べて草丈は低く、稈長は短い。草型は中間型である。

出穂始日は中生の「フアントム」より2～3日遅く、晩生の「フレンチ」より4～5日早い。「フレンチ」に比べ、茎葉収量は優り、永続性及び越冬性はやや優る。早春の生育が良好で、「フレンチ」より早い時期からの入牧が可能である。また、混播条件下ではシロクローバ率の変動が小さく混播適性に優れる。利用目的は放牧利用とするが1番草は採草できる。

「フレンチ」と比較して出穂始日が4～5日早いこと、収量性、永続性、越冬性に優れること、稈長が短いこと等で区別性が認められる。

- (4) 育成者権の存続期間
20年

取 上 取 扱

北海道十勝支庁告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年8月6日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北海道十勝支庁長 尾山 篤治
上川郡清水町字清水第1線50番32、54番21（第1工区）

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区京橋2丁目3番13号
日本甜菜製糖株式会社 代表取締役 松久 直史

- 3 開発許可年月日及び番号
平成14年4月19日 十建指第14-1号指令

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年8月6日

札幌医科大学長 秋野豊明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 ア 調達をする物品等の名称 重油JIS1種1号 1リットル当たりの単価
 イ 数量 調達予定数量 3,234,000リットル
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 硫黄分0.5/パーセント以下のもの
 - (3) 契約期間 平成14年9月24日から平成15年3月31日まで
 - (4) 納入場所 札幌医科大学
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 石油業法（昭和37年法律第128号）第13条に定める石油製品販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年8月6日から30日まで
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学事務局管財課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学事務局管財課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟5階大会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課）

(2) 入札日時 平成14年9月19日 午後2時
 （郵送による場合は、平成14年9月18日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金は、免除する。
 入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
 札幌医科大学事務局管財課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局管財課
 イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2254

第1388号

報

札幌市選挙管理委員会公告

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
 - (6) この入札の執行は、公開する。
 - (7) 詳細は、入札説明書による。
- II Summary
- A. Nature and quantity of the products to be procured : A unit price per liter of Fuel oil, JIS class 1 No.1, approximately 3,234,000 liter
 - B. Bid tendering date and time : 2:00 P.M., September 19, 2002
 - C. Contact : Property Supervision Division, Administration, Sapporo Medical University, Nishi 17-chome Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8556 Japan.
Phone : 011-611-2111 Ext. 2254

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成14年8月6日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

- (1) 業務名 選挙投・開票結果システム整備事業
- (2) 業務内容 選挙投・開票結果を電子データで送受信することにより、集計等を迅速で正確に行うことのできるシステムの開発及びシステム導入機器の環境設定、運用テスト等の業務を委託する。
- (3) 履行期限 平成15年3月31日(月)
ただし、システムの開発等は平成14年12月27日(金)までとする。

2 参加資格及び審査の考え方

- (1) プロポーザルの提出者に要求される資格
ア 平成14年北海道告示第9号に規定する資格要件(共通資格要件及び資格の種類ごとの要件のうち「情報システムの開発」)を有すること。
イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。
ウ 過去5年間に国又は地方公共団体と選挙投・開票結果に係るデータ入力、送受信、集計機能等を有したシステム開発(既存のシステムの修正を含む)の契約を締結し、確実に履行した実績を有する者であること。

工 道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。

(2) プロポーザルの審査の考え方

- ア 提案者の体制
実施体制
- イ システムの充実度
システムの機能、安全性、操作性、発展性等

3 手続等

- (1) 担当部局
郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道選挙管理委員会事務局
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 536
ファクシミリ 011 - 232 - 1126
E-mail komoto.kouji@pref.hokkaido.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
平成14年8月6日(火)から16日(金)(土曜日及び日曜日は除く。午前9時から午後5時まで)
交付場所は、3の(1)に同じ。
直接交付する(郵送はしない。)。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
平成14年8月16日(金) 午後5時
提出場所は、3の(1)に同じ。
持参、郵送(書留郵便に限る。)による。
- (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法
平成14年8月30日(金) 午後5時
提出場所は、3の(1)に同じ。
持参すること。
- 4 その他
詳細は、プロポーザル説明書によること。

札幌市選挙管理委員会公告

北海道公安委員会告示第68号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行っ

たので、同規則第9条第1項の規定により公示する。
平成14年8月6日

北海道公安委員会委員長 佐野 文男

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRフューバーセントG23
製造業者名	株式会社三共
型式試験番号	20040800
検定年月日	平成14年8月6日
検定番号	第20040800号
検定の有効期間	公示の日(平成14年8月6日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社三スホ
代表者の氏名	代表取締役 安藤 壽雄
製造又は検査を行う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	オオタクスロ
製造業者名	株式会社三スホ
型式試験番号	14053100
検定年月日	平成14年8月6日
検定番号	第14053100号
検定の有効期間	公示の日(平成14年8月6日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市区見寄町125番地 タイヨーエリック株式会社
代表者の氏名	代表取締役 佐藤英理子
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市区見寄町125番地
遊技機の種類	アレンジボール遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第3号

型式名	CRくるりん魚
製造業者名	タイヨーエリック株式会社
型式試験番号	25018200
検定年月日	平成14年8月6日
検定番号	第25018200号
検定の有効期間	公示の日(平成14年8月6日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市区見寄町125番地 タイヨーエリック株式会社
代表者の氏名	代表取締役 佐藤英理子
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市区見寄町125番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CR演歌道G
製造業者名	タイヨーエリック株式会社
型式試験番号	20035400
検定年月日	平成14年8月6日
検定番号	第20035400号
検定の有効期間	公示の日(平成14年8月6日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
代表者の氏名	代表取締役 上野 栄作
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市区鶴舞二丁目2番18号 静岡県駿東郡小山町用沢字秋窪1441番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRホットギミック
製造業者名	奥村遊機株式会社
型式試験番号	20038700
検定年月日	平成14年8月6日
検定番号	第20038700号
検定の有効期間	公示の日(平成14年8月6日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
代表者の氏名	代表取締役 上野 栄作

6	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	愛知県名古屋市長和区鶴舞二丁目2番18号 静岡県駿東郡小山町用沢字教窪1441番地 ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRホットギミックMS 奥村遊機株式会社 20039900
	検定年月日	平成14年8月6日	第20039900号
7	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	製造又は検査を行う事業所の所在地 群馬県桐生市境野町六丁目460番地 ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRスベールSP 株式会社ダイドー 21040000
	検定年月日	平成14年8月6日	第21040000号
8	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	製造又は検査を行う事業所の所在地 群馬県桐生市境野町六丁目460番地 ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ スベールDX 株式会社ダイドー 21038600
	検定年月日	平成14年8月6日	第21038600号
検定の有効期間		公示の日(平成14年8月6日)から3年間	

9	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	検定申請者の氏名又は名称及び住所 群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共 代表取締役 毒島 秀行 群馬県伊勢崎市三和町2732番地1 ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRフイバーセントG24 株式会社三共 20041000
	検定年月日	平成14年8月6日	第20041000号
検定の有効期間		公示の日(平成14年8月6日)から3年間	

製 造 検 査 手 続 申 出

北海道警察本部告示第140号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年8月6日

北海道警察本部長 上原 美都男

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
クライアント・サーバシステムソフトウェア製造業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成14年6月11日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 エス・アソッド・アイ株式会社
(2) 住所 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
- 4 落札金額
29,610,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年4月30日付け北海道警察本部告示第65号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第141号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年8月6日

北海道警察本部長 上原美都男

1 落札に係る物品等の名称及び数量

オンラインシステム用ネットワーク機器・サーバ装置 一式（1月当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成14年7月12日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 エヌイーシーリース株式会社

(2) 住所 東京都港区芝5丁目29番11号

4 落札金額

10,909,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年5月31日付け北海道警察本部告示第85号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第142号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年8月6日

北海道警察本部長 上原美都男

1 落札に係る物品等の名称及び数量

オンラインシステム用端末装置の賃貸借 557式（1月当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成14年7月16日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道ビジネスオートマーション株式会社

(2) 住所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

4 落札金額

5,920,950円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年6月7日付け北海道警察本部告示第103号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

平成十四年八月六日

火曜日

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課